

## 平成30年度スポーツ少年団等育成事業実施要領

- 1 町民の善意により寄せられた鬼北町まごころ銀行を活用し、スポーツ少年団等の育成助長をすすめ、児童の心身の健全な発達を図ることを目的とする。
- 2 事業の対象となる組織は、鬼北町内でスポーツを通して子ども達の間形成を図っている団体・グループとする。
- 3 この事業は、1団体につき3万を限度とし、物品購入及び整備並びに大会参加費（エントリー料）についての交付を行う。ただし、3万円を超過した分について、団体が負担する場合は可とする。
- 4 交付対象の物品は、子ども達が主体的に活用するものとし、個人の所有物的なものは対象外とする。
- 5 この交付を受けようとするときは、別紙（様式1）申請書により申請する。
- 6 交付事業の実施後、別紙（様式2）実施報告書及び（様式3）請求書を鬼北町社会福祉協議会へ提出する。
- 7 取得物品には、できる限り本会の表示をするとともに、関係者にまごころ銀行からの交付金で購入及び実施したことを周知する。
- 8 まごころ銀行の交付実績報告として、当社協が発行する機関誌等に団体名を掲載する場合がございますので、ご了承ください。

### ※ 交付事業の流れ

- 交付金交付申請書（様式1）を提出

スポーツ少年団等 一(申請)→ 鬼北町社会福祉協議会

- ※ 申請書に添付する見積書及び請求書の宛名は、スポ少及び団体名で作成してもらうこと。

- 決定通知の送付

鬼北町社会福祉協議会 一(決定通知書)→ スポーツ少年団等

交付金交付の結果通知書及び報告書（様式2）、請求書（様式3）を送付いたします。

- 実績報告

スポーツ少年団等 一(報告書、請求書)→ 鬼北町社会福祉協議会

事業完了後、様式2及び様式3を社協へ提出いたします。

- ※報告書（様式2）に、領収書と写真を添付し、請求書に貴団体の振込先口座を記入してください。

（振込み可能な金融機関は、伊予銀行、愛媛銀行、えひめ南農協となります。）

- ※上記以外の金融機関の場合は、手数料が発生いたしますので手渡しで交付となるため、団体から社会福祉協議会宛に領収書の発行をお願いいたします。

- 実施報告書を確認後指定口座に振込み

鬼北町社会福祉協議会 一(交付金の振込み)→ スポーツ少年団等

(様式1)

# 申 請 書

平成 年 月 日

社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会  
会 長 渡 邊 邦 夫 様

住 所  
申請者 団 体 名 称  
代表者名(役職) ⑩  
電 話 番 号

平成30年度スポーツ少年団等育成事業の交付申請について

このことについて、下記のとおり実施したいので、関係書類を添えて申請します。

## 記

### 1 物品内容

品 名	数量	単 価	金 額	摘 要
合 計				

### 2 添付書類 見積書(又は請求書)